

全国過疎地域連盟兵庫県支部規約

	昭和45年10月5日	設立総会議決
改正	昭和55年7月9日	総会議決
改正	昭和57年7月13日	総会議決
改正	昭和58年7月12日	総会議決
改正	昭和59年7月27日	総会議決
改正	平成2年7月16日	総会議決
改正	平成11年6月9日	総会議決
改正	平成12年6月19日	総会議決
改正	令和3年7月21日	総会議決

(組 織)

第1条 本連盟支部は、兵庫県内における過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）及び同法附則において、同法の特別措置の対象となる市町（以下「関係市町」という。）の長及び議会議長をもって組織する。

(名 称)

第2条 本連盟支部は、全国過疎地域連盟兵庫県支部（以下単に「支部」という。）という。

(事務所)

第3条 支部の事務所は、神戸市中央区下山手通4丁目16番3号に置く。

(目 的)

第4条 支部は、関係市町の緊密な連絡提携により過疎地域対策の充実強化を図り、過疎地域における産業、経済の開発振興と地域住民の生活、文化の安定向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 過疎地域対策のための施策の推進及び予算の確保のための運動
- (2) 全国過疎地域連盟との連絡、提携
- (3) 関係市町との連絡
- (4) その他目的達成について必要な事項

(役 員)

第6条 支部に、支部長1名、副支部長2名、理事若干名及び監事2名（以下「役員」という。）を置く。

- 2 支部長は、関係市町の長のうちから互選する。
- 3 副支部長、理事及び監事は、関係市町の長及び議会議長のうちから互選する。

- 4 支部長は、支部の事務を総理し、支部を代表する。
- 5 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があったとき又は支部長が欠けたときに、互選の際あらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。
- 6 理事は、支部の重要な事項について、支部長の諮問に応ずる。
- 7 監事は、支部の会計を監査する。
- 8 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 9 補欠により役員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 10 役員は、その任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なお在任する。

(会 議)

第7条 支部の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、必要の都度支部長が召集する。ただし、関係市町の長及び議会議長又は理事の4分の1以上の者から、会議に付議すべき事件を示して総会又は理事会の召集の請求があったときは、支部長はこれを召集しなければならない。
- 3 総会及び理事会の議長は、支部長がこれを行ない、支部長に事故があるとき又は支部長が欠けたときの議長の職務は副支部長が代理する。

(顧 問)

第8条 支部に顧問及び相談役を置く。

- 2 顧問は、次の職にある者をもって充てる。

兵庫県知事

兵庫県議会議長

- 3 相談役は、次の職にある者をもって充てる。

兵庫県町村会長

兵庫県町議会議長会長

- 4 顧問及び相談役は、会議に出席して意見を申し述べることができる。

(幹 事)

第9条 支部の事務を整理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、兵庫県町村会及び兵庫県町議会議長会の職員のうちから、支部長が委嘱する。

(財 務)

第10条 本会の経費は、関係市町の負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(報酬及び費用弁償)

第11条 役員には、報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員又は関係市町の長若しくは議会議長が、全国過疎地域連盟の役員会に出席した場合の費用弁償としての旅費は、必要により支給することができる。

(委 任)

第12条 この規約の実施について必要な事項は、支部長が定める。

附 則

この規約は、昭和45年10月5日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年7月9日より施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和57年6月15日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から適用する。